



平成 27 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 電気興業株式会社

代表者名 代表取締役社長 松澤 幹夫

(コード番号 6706 東証第一部)

問合せ先 代表取締役専務執行役員 笠井 克昭

(TEL. 03 - 3216 - 1671 )

### 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の継続に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 6 月 29 日開催の第 80 回定時株主総会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」の導入についてのご承認を株主の皆様よりいただきました。その後、この対応方針については、平成 21 年 6 月 26 日開催の第 83 回定時株主総会および平成 24 年 6 月 28 日開催の第 86 回定時株主総会（以下「平成 24 年定時株主総会」といいます。）において、それぞれ、その一部を変更のうえ継続することについて、株主の皆様のご承認をいただいております（以下、平成 24 年定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただいた買収防衛策を「旧プラン」といいます。）。

この旧プランは、平成 27 年 6 月 30 日をもって有効期間の満了を迎えますが、当社は、平成 24 年定時株主総会後の社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる近時の議論の動向等も勘案しつつ更なる検討を加えた結果、平成 27 年 5 月 15 日開催の当社取締役会において、当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益を最大化させることを目的として、下記 I 記載の当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みを、平成 27 年 6 月 26 日開催予定の当社定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）における株主の皆様のご承認を条件として、下記 II 記載のとおり旧プランに語句・表現等の所要の修正を加えた上で（以下、修正後のプランを「本プラン」といいます。）、平成 27 年 7 月 1 日より継続することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

本プランを決定した取締役会には、全ての社外取締役および社外監査役を含む全ての取締役および監査役が出席し、いずれの取締役および監査役も本プランの具体的運用が適正に行なわれることを条件に、本プランに同意しております。また、上記取締役会において、本プランによる買収防衛策の継続に関する承認議案を本定時株主総会に提出することを社外取締役を含む全取締役の賛成により決定しましたのであわせてお知らせします。

なお、会社法、金融商品取引法ならびにそれらに関する規則、政令、内閣府令および省令等な

らびに金融商品取引所の規則等（以下、総称して「法令等」といいます。）に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があり、これらが施行された場合には、本プランにおいて引用する法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後のこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に、それぞれ読み替えられるものとします。

## 記

### I. 基本方針について

#### 1. 基本方針の内容

当社は、上場会社である以上、当社株式に係る大規模な買付行為を行おうとする者が現れた場合、かかる買付者に対して株式を売却するか否かの判断や、買付者に対して会社の経営を委ねることの是非に関する判断は、基本的には、個々の株主様のご意思に委ねられるべきものだと考えております。

しかしながら、近時の大量の株式の買付行為の中には、会社の企業価値または株主の皆様の共同の利益に対して回復困難な損害を与える可能性のあるものも少なくありません。

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者が、当社の企業価値の源泉およびかかる源泉の中長期的な観点からの維持・強化の重要性についての認識を共有しない場合には、当社の企業価値または株主の皆様の共同の利益の最大化を妨げるような結果が生じるばかりでなく、様々なステークホルダーの方々の信頼関係を含む有形無形の会社の経営資源が毀損されることになりかねないものと考えております。

上記の観点から、当社は、平成 24 年 5 月 14 日開催の当社取締役会の決議により旧プランを継続し、特定の者またはグループが当社の総株主の議決権の 20% 以上に相当する議決権を有する株式を取得すること等により、当社の企業価値の源泉が長期的に見て毀損されるおそれがある場合等、当社の企業価値または株主の皆様の共同の利益の最大化が妨げられるおそれが存する場合には、かかる特定の者またはグループは、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であるものとして、法令および当社定款によって許容される限度において、場合により、当社の企業価値および株主の皆様の共同の利益の最大化のために相当の措置を講じることとしているところです。

#### 2. 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社および当子会社（以下「当社グループ」といいます。）の事業は、電気通信関連事業および高周波関連事業から成り立っております。

電気通信関連事業におきましては、情報通信関連業界のなかで、通信用、放送用各種アンテナ・鉄塔の設計、製作およびその建方工事を主に行っております。

高周波関連事業におきましては、高周波応用機器業界に属し、高周波による誘導加熱装置の設計、製作と加熱装置を利用した焼入受託加工を行っております。

当社は、昭和 25 年の創業以来一貫して、得意先各位に満足いただけるような製品の提供をすることをモットーに、経営理念に「時代のニーズを先取りし、失敗を恐れぬチャレンジ精神の溢れた前向きの企業たることを期す」を掲げ、同じく「優れた製品を社会に提供し、社会に貢献する」ことを実現すべく、常に業界での最高水準の技術を維持していくことを目標の一つとして、たゆまぬ努力をしてまいりました。

このことが今日、当社グループが業界、とりわけ取引先から絶大の信頼と支持をいただいている所以だと確信しております。

また中長期的には、柱としております移動通信関連、固定無線関連、放送関連、高周波関連を中心にその周辺分野への事業拡大を視野に入れ、適宜設備投資を行うことを図りながら、経営資源を投入し、企業価値の増大に努めてまいりたいと考えております。また、新規事業の開拓に関しては、平成 27 年 4 月 1 日より新規事業に特化した新たな専門部署を設置し、これまで以上に開拓を推進するための組織体制へと変更しております。

そして、当社グループが継続的に企業価値を高めていくためには、こうした経営計画の基盤である経営理念に掲げる基本的な考え方を今後も引き続き実践し、当社グループ発展のために必要不可欠な得意先をはじめとするステークホルダーの皆様との長期的な信頼関係を重視した経営を行うことがきわめて重要であると考えております。

## II. 本プランの内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）について

### 1. 本プランによる買収防衛策継続の目的

現在、当社には約 1 万名の株主の皆様がいらっしゃいます。そのほとんどは個人株主の方々であり、当社は独立系の企業であることから、特定の大株主の方はいらっしゃいません。当社の現在の株主構成は公開会社の理念に相応しい開かれたものであって、幅広い株主の皆様に支えていただく形になっており、また、中長期的視点から安定的に経営を行い、継続的に当社の企業価値および当社株主の皆様の共同の利益を最大化するのに適したものであると考えております。

昨今の企業買収に対するわが国の法制度・企業文化の変化・変容、経営環境の変化等により、単独あるいは共同して、当社の経営権に影響を与える数の株式（以下「支配株式」といいます。）の取得を目指す者（以下「買収者」といいます。）が現われることも想定されますが、当社は、公開会社である以上、買収者に対して株式を売却するか否かの判断や、買収者に対して会社の経営を委ねることの是非に関する判断は、基本的には、個々の株主の皆様のご意思に委ねられるべきものだと考えております。

しかしながら、近時における支配株式の取得行為の中には、①買収者による支配株式の取得行為の目的等からみて、買収者が真摯に合理的な経営を目指すものではないことが明白であるもの、②一般株主に不利益な条件での株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、③支配株式の取得行為に応じることの是非を一般株主が適切に判断を行うために必要な情報や相当な考慮期間が提供・確保されていないもの、④支配株式の取得行為に対する賛否の意見または買

取者が提示する買収提案や事業計画等に代替する事業計画等を会社の取締役会が株主に対して提示するために必要な情報、買収者との交渉機会、相当な考慮期間等を会社の取締役会に対して与えないもの等、会社の企業価値または株主共同の利益に対して回復困難な損害を与える可能性のあるものも少なくありません。

以上の当社の株主構成および企業買収をめぐる近時の状況に鑑み、当社は、大規模買付行為（下記 2(1)に定義されます。以下同じ。）を行おうとし、または現に行っている者（以下「大規模買付者」といいます。）に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供および考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が企業価値委員会（下記 2(5)に定義されます。以下同じ。）の勧告を受けて当該大規模買付行為に対する賛否の意見または当該大規模買付者が提示する買収提案や事業計画等に代替する事業計画等（以下「代替案」といいます。）を当社株主の皆様に対して提示すること、あるいは、当社株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって当社の企業価値および当社株主の皆様の共同の利益の最大化を目的として、本プランによる買収防衛策の継続を決定しました。

なお、本プランによる買収防衛策を継続するに際しては、当社株主の皆様のご意思を確認することが望ましいことはいうまでもありません。そのため、当社としては、本定時株主総会において、本プランによる買収防衛策の継続につき当社株主の皆様のご意思を確認させていただく予定です。

以上の理由により、当社取締役会は、本定時株主総会において当社株主の皆様のご意思を確認することを予定した上で、本プランによる買収防衛策を継続することを決定しました。なお、本定時株主総会において、当社株主の皆様のご理解が得られなかつた場合には、その時点で本プランは廃止されることになります。

なお、平成 27 年 3 月 31 日現在における当社の大株主の状況は、「大株主の状況」（別紙 1）のとおりです。また、現時点においては、当社株券等について、第三者からの大規模買付行為にかかる具体的な提案を受けている事実はございません。

## 2. 本プランの内容

本プランの具体的な内容は以下のとおりですが、本プランに関する手続の流れの概要をまとめたフローチャートは（別紙 2）のとおりです。

### (1) 対抗措置発動の対象となる大規模買付行為の定義

次の①から③までのいずれかに該当する行為（ただし、当社取締役会が予め承認をしたものと除きます。）またはその可能性のある行為（以下「大規模買付行為」と総称します。）がなされ、またはなされようとする場合に、本プランに基づく対抗措置は発動されます。

- ① 当社が発行者である株券等（注1）に関する当社の特定の株主の株券等保有割合（注2）が 20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得（注3）
- ② 当社が発行者である株券等（注4）に関する当社の特定の株主の株券等所有割合（注5）とその特別関係者（注6）の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の買付け

## その他の取得（注7）

- ③ 上記①または②に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本③において同じとします。）との間で、当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、または当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係（注8）を樹立する行為（注9）（ただし、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限ります。）

（注1）金融商品取引法第27条の23第1項に定義される株券等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。

（注2）金融商品取引法第27条の23第4項に定義される株券等保有割合をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、かかる株券等保有割合の計算上、(i)同法第27条の2第7項に定義される特別関係者、ならびに(ii)大規模買付者との間でフィナンシャル・アドバイザーキャッシュを締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関ならびに当該特定の株主の公開買付代理人および主幹事証券会社（以下「契約金融機関等」といいます。）は、特定の株主の共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じ。）とみなします。また、かかる株券等保有割合の計算上、当社の発行済株式の総数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。

（注3）売買その他の契約に基づく株券等の引渡請求権を保有することにより金融商品取引法施行令第14条の6に規定される各取引を行うことを含みます。

（注4）金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等をいいます。以下本②において同じとします。

（注5）金融商品取引法第27条の2第8項に定義される株券等所有割合をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、かかる株券等所有割合の計算上、当社の総議決権の数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。

（注6）金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第1項で定める者を除きます。なお、(i)共同保有者および(ii)契約金融機関等は、特定の株主の特別関係者とみなします。以下別段の定めがない限り同じとします。

（注7）買付けその他の有償の譲受けおよび金融商品取引法施行令第6条第3項に規定される有償の譲受けに類するものを含みます。

（注8）「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該特定の株主および当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎に

行うものとします。

(注9) 本文③所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が企業価値委員会の勧告に従って行うものとします。なお、当社取締役会は、本文③の要件に該当するか否かの判定に必要とされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

## (2) 買付説明書の提出

大規模買付者には、大規模買付行為の開始に先立ち、当社取締役会に対して、別途当社の定める書式により、本プランに定める手続（以下「大規模買付ルール」といいます。）を遵守することを誓約する旨の大規模買付者代表者による署名または記名押印のなされた書面および当該署名または記名押印を行った代表者の資格証明書（以下、これらをあわせて「買付説明書」と総称します。）を提供していただきます。当社取締役会は、上記の買付説明書を受領した場合、直ちにこれを企業価値委員会に提供します。

買付説明書には、大規模買付ルールを遵守する旨の誓約のほか、大規模買付者の氏名または名称、住所または本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先、大規模買付者が現に保有する当社の株券等の数、買付説明書提出前 60 日間における大規模買付者の当社株式の取引状況および企図されている大規模買付行為の概要等も明示していただきます。なお、買付説明書における使用言語は日本語に限ります。

当社は、大規模買付行為の提案があった事実については速やかに開示します。また、大規模買付者から買付説明書の提供があった場合、当社取締役会または企業価値委員会が適切と認める事項について、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って適時適切に開示いたします。

## (3) 大規模買付者に対する情報提供要求

当社取締役会が買付説明書を受領した日から 10 営業日以内（初日は算入されないものとします。）に、大規模買付者には、当社取締役会に対して、次の①から⑪までに掲げる情報（以下「大規模買付情報」と総称します。）を提供していただきます。当社取締役会は、大規模買付情報を受領した場合、直ちにこれを企業価値委員会に対して提供いたします。

なお、当社取締役会または企業価値委員会が、大規模買付者から当初提供を受けた情報だけでは、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆様が適切に判断することや、当社取締役会および企業価値委員会が当該大規模買付行為に対する賛否の意見を形成し（以下「意見形成」といいます。）、または代替案を立案し当社株主の皆様に対して適切に提示すること（以下「代替案立案」といいます。）が困難であると判断した場合には、合理的な期間の提出期限を定めた上で、当社株主の皆様による適切な判断ならびに当社取締役会および企業価値委員会による意見形成および代替案立案のために必要な追加情報の提供を随時大規模買付者に対して要求することができるものとします。

また、当社取締役会または企業価値委員会が大規模買付情報の提供が完了したと判断した場合には、当社は、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従ってその旨を適時適切に開示いたします。さらに、当社は、当社取締役会または企業価値委員会の決定に従い、大規模買付情報の受領後の適切な時期に、大規模買付情報のうち当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆様が適切に判断するために必要と認められる情報を適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って適時適切に開示いたします。

- ① 大規模買付者およびそのグループ（主要な株主または出資者および重要な子会社・関連会社を含み、大規模買付者がファンドまたはその出資に係る事業体である場合は主要な組合員、出資者（直接・間接を問いません。）その他の構成員ならびに業務執行組合員および投資に関する助言を継続的に行っている者を含みます。以下同じ。）の概要（具体的名称、資本構成、出資割合、財務内容および過去 10 年以内における法令違反行為の有無（およびそれが存する場合にはその概要）ならびに役員の氏名、略歴および過去における法令違反行為の有無（およびそれが存する場合にはその概要）等を含みます。）
- ② 大規模買付行為の目的、方法および内容（大規模買付行為の対象となる当社株券等の種類および数、大規模買付行為の対価の価額および種類、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為の実行に関して付されている条件等の有無およびその内容、大規模買付行為および関連する取引の実行の蓋然性、大規模買付行為完了後に当社株券等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨およびその理由等を含みます。なお、大規模買付行為の方法の適法性については資格を有する弁護士による意見書をあわせて提出していただきます。）
- ③ 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡（当社に対して重要提案行為等（金融商品取引法第 27 条の 26 第 1 項に定義される重要提案行為等をいいます。）を行うことに関する意思連絡を含みます。以下同じ。）の有無ならびに意思連絡が存する場合にはその具体的な態様および内容
- ④ 大規模買付行為に係る買付け等の対価の算定根拠およびその算定経緯（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定機関に関する情報、算定に用いた数値情報ならびに大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーおよびディスシナジーの額ならびにその算定根拠等を含みます。）
- ⑤ 大規模買付行為に係る買付け等の資金の裏付け（当該資金の提供者（直接・間接を問わず実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、資金提供が実行されるための条件の有無、資金提供後の担保ないし誓約事項の有無および内容ならびに関連する具体的取引の内容を含みます。）
- ⑥ 大規模買付行為の完了後に企図している当社および当社グループの経営方針、事業計画、資金計画、投資計画、資本政策および配当政策等（大規模買付行為完了後における当社または当社グループの資産の売却、担保提供その他の処分に関する計画を含みます。）その他大規模買付行為完了後における当社および当社グループの役員、従業員、取引先、顧客、工場等が所在する地方公共団体その他の当社に係る利害関係者の待遇方

## 針

- ⑦ 大規模買付者が濫用的買収者（下記(6)ア②に定義されます。）に該当しないことを誓約する旨の書面
- ⑧ 大規模買付行為に適用される可能性のある国内外の法令等に基づく規制の内容および国内外の政府または第三者から取得すべき独占禁止法その他の法令等に基づく承認または許認可等の取得の蓋然性（なお、これらの事項につきましては、資格を有する弁護士による意見書をあわせて提出していただきます。）
- ⑨ 大規模買付行為完了後における当社および当社グループの経営に際して必要な国内外の許認可維持の可能性および国内外の各種法令等の規制遵守の可能性
- ⑩ 大規模買付者およびそのグループの内部統制システム（グループ内部統制システムを含みます。以下同じ。）の具体的な内容および当該システムの実効性の有無および状況
- ⑪ 反社会的勢力ないしテロ関連組織との関連（直接・間接を問いません。）の有無（および関連が存する場合にはその関連に関する詳細）

加えて、当社は、上記①から⑪までに記載する大規模買付情報のほか、当社取締役会または企業価値委員会が合理的に必要と判断する情報を、当社が大規模買付情報の提供が完了した旨を株主の皆様に対して開示した日から原則として 10 営業日以内（初日は算入されないものとします。）に、書面により、大規模買付者に対して要求することができるものとします。なお、当該 10 営業日の期間中も、下記(4)に記載する取締役会評価期間の進行は妨げられないものとします。なお、以上の情報は全て日本語にて提供いただくものとします。

## (4) 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、大規模買付者が開示した大規模買付行為の内容に応じた下記①または②の期間（大規模買付情報の提供が完了したと当社取締役会または企業価値委員会が判断した旨を当社が開示した日から起算され、初日は算入されないものとします。）を、当社取締役会による評価、検討、意見形成、代替案立案および大規模買付者との交渉のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過前または別途企業価値委員会が株主の皆様からの意見集約等のための期間として設定した期間経過前には開始されてはならないものとします。なお、かかる取締役会評価期間は、当社の事業内容の評価、検討の困難さや、意見形成、代替案立案等の難易度等を勘案して設定されたものです。

- ① 対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社の全ての株券等の買付けが企図されている場合：最長 60 日間
- ② 上記①に該当しない形の大規模買付行為が企図されている場合：最長 90 日間

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、大規模買付者から提供された大規模買付情報に基づき、当社の企業価値および当社株主の皆様の共同の利益の最大化の観点から、企図されている大規模買付行為に関して評価、検討、意見形成、代替案立案および大規模買付者との交渉を行うものとします。当社取締役会が評価、検討、意見形成、代替案立案および大規模買

付者との交渉を行うにあたっては、必要に応じて、当社取締役会から独立した第三者的立場にある専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、税理士等）の助言を得るものとします。なお、かかる費用は、特に不合理と認められる例外的な場合を除き、全て当社が負担するものといたします。

なお、企業価値委員会が取締役会評価期間内に下記(6)ア記載の勧告を行うに至らないこと等の理由により、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動または不発動の決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合、当社取締役会は、企業価値委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最大 30 日間（初日は算入されないものとします。）延長することができるものとします。当社は、取締役会評価期間が開始した場合、その旨を速やかに開示します。また、当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合、当社は、その旨およびその理由を適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って適時適切に開示いたします。

## (5) 企業価値委員会の設置

当社は、本プランによる買収防衛策の継続にあたり、その発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排するため、当社の社外取締役および社外監査役（それらの補欠者を含みます。）ならびに社外有識者（弁護士、公認会計士、大学教授等）の中の 3 名以上から構成される企業価値委員会（以下「企業価値委員会」といいます。）を設置します。

本プランによる企業価値委員会規則の概要については、（別紙 3）のとおりであり、企業価値委員会の各委員の氏名および略歴は（別紙 4）のとおりです。

企業価値委員会の決議は、原則として委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行います。ただし、委員に事故あるとき、その他やむを得ない事情があるときは、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行います。

## (6) 企業価値委員会の勧告手続および当社取締役会による決議

### ア 企業価値委員会の勧告

企業価値委員会は、取締役会評価期間内に、次の①から③までに定めるところに従い、当社取締役会に対して大規模買付行為に関する勧告を行うものとします。

#### ① 大規模買付ルールが遵守されなかった場合

大規模買付者が大規模買付ルールにつきその重要な点において違反した場合で、当社取締役会がその是正を書面により当該大規模買付者に対して要求した後 5 営業日以内（初日は算入されないものとします。）に当該違反が是正されない場合には、企業価値委員会は、当社の企業価値または当社株主の皆様の共同の利益の最大化のために対抗措置を発動させないことが必要であることが明白であることその他の特段の事情がある場合を除き、原則として、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します。

かかる勧告がなされた場合、当社は、企業価値委員会の意見およびその意見の理由ならびにその他適切と認められる情報を、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って適時適切に開示いたします。

なお、企業価値委員会は、当社取締役会に対して対抗措置の発動を勧告した後であっても、大規模買付行為が撤回された場合その他当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合、対抗措置の発動の中止その他の勧告を当社取締役会に対して行うことができるものとします。かかる再勧告が行われた場合も、当社は、企業価値委員会の意見その他適切と認められる情報を、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って適時適切に開示いたします。

## ② 大規模買付ルールが遵守された場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、企業価値委員会は、原則として、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の不発動を勧告します。

もっとも、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、企業価値委員会は、当該大規模買付者が濫用的買収者（次の(ア)から(コ)までのいずれかの場合に該当することが疑われるに足りる相当な事情がある者を総称していいます。以下同じ。）に該当し、かつ、かかる大規模買付行為に対する対抗措置の発動が相当であると認められる場合には、当社取締役会に対して、かかる大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します。

- (ア) 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で株式の買収を行っている場合（いわゆるグリーンメイラー）ないし当社株式の取得目的が主として短期の利鞘の稼得にある場合
- (イ) 当社の会社経営への参加の目的が、主として、当社の会社経営を一時的に支配して、当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該大規模買付者またはそのグループ会社等に移譲させることにある場合
- (ウ) 当社の会社経営を支配した後に、当社の資産を当該大規模買付者またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として不当に流用する予定で、当社の株式の取得を行っている場合
- (エ) 当社の会社経営への参加の目的が、主として、当社の会社経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、あるいは一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする点にある場合
- (オ) 当社の経営には特に関心を示したり、関与したりすることもなく、当社の株式を取得後、様々な策を弄して、もっぱら短中期的に当社の株式を当社自身や第三者に転売することで売却益を獲得しようとしたし、最終的には当社の資産処分まで視野に入れてひたすら自らの利益を追求しようとするものである場合
- (カ) 大規模買付者の提案する当社株券等の取得条件（大規模買付行為の対象となる当社株券等の種類および数、買付対価の種類、金額およびその算定根拠、内容、時期、方法、

違法性の有無、実現可能性等を含みますがこれらに限りません。)が、当社の企業価値に照らして不十分または不適切なものであると合理的な根拠をもって判断される場合

- (イ) 大規模買付者の提案する買収の方法が、二段階買付け（第一段階の買付けで株券等の全てを買付けられない場合における、二段階目の買付けの条件を不利に設定し、明確にせず、または上場廃止等による将来の当社株券等の流通性に関する懸念を惹起せしめるような形で株券等の買付けを行い、当社株主の皆様に対して買付けに応じることを事实上強要するもの）、部分的公開買付け（当社株券等の全てではなく、その一部のみを対象とする公開買付け）等に代表される、構造上当社株主の皆様の判断の機会または自由を制約するような強圧的な方法による買収である場合
- (ウ) 大規模買付者による支配権取得により、当社株主の皆様はもとより、企業価値の源泉である顧客、従業員その他の当社の利害関係者との関係が破壊または毀損され、その結果として当社の企業価値が著しく毀損することが予想されたり、当社の企業価値の維持および向上を妨げるおそれがあると合理的な根拠をもって判断される場合、または大規模買付者が支配権を獲得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値の比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値と比べ、明らかに劣後すると判断される場合
- (エ) 大規模買付者による支配権取得の事実それ自体が、当社の重要な取引先を喪失させる等、当社の企業価値を著しく毀損するものである場合
- (オ) 大規模買付者の経営陣または主要株主もしくは出資者に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合

なお、かかる勧告に関する開示手続やその後の再勧告に関する手続は、上記①に準じるものとします。

### ③ 企業価値委員会によるその他の勧告等

企業価値委員会は、当社取締役会に対して、上記のほか、必要な内容の勧告や一定の法令等で許容されている場合における対抗措置の不発動ないし撤回の決定等を行うこともできるものとします。

なお、かかる勧告に関する開示手続やその後の再勧告に関する手續は、上記①に準じるものとします。

#### イ 当社取締役会による決議

当社取締役会は、企業価値委員会の勧告を最大限尊重した上で、取締役会評価期間内に、対抗措置の発動、不発動または中止の決議を行います。

なお、当社取締役会は、企業価値委員会から当社取締役会に対する対抗措置の発動の勧告が行われた後であっても、大規模買付行為が撤回された場合その他当該勧告の判断の前提となつ

た事実関係等に変動が生じた場合には、対抗措置の発動の中止その他の決定を行うことができるものとします。

かかる決議を行った場合、当社は、当社取締役会の意見その他適切と認められる情報を、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って適時適切に開示いたします。

#### (7) 大規模買付情報の変更

上記(3)の規定に従い、当社が大規模買付情報の提供が完了したと判断した旨開示した後、当社取締役会または企業価値委員会が、大規模買付者によって当該大規模買付情報につき重要な変更がなされたと判断した場合には、従前の大規模買付情報を前提とする大規模買付行為（以下「変更前大規模買付行為」といいます。）について進めてきた本プランに基づく手続は中止され、変更後の大規模買付情報を前提とする大規模買付行為を、変更前大規模買付行為とは別個の大規模買付行為として取り扱い、本プランに基づく手續が改めて適用されるものとします。

#### (8) 対抗措置の具体的な内容

当社が本プランに基づき発動する大規模買付行為に対する対抗措置は、原則として、新株予約権の無償割当てによるものとします（以下、当該割り当てられる新株予約権を「本新株予約権」といいます。）。ただし、法令等および当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることがあるものとします。

大規模買付行為に対する対抗措置として本新株予約権の無償割当てをする場合の概要は、

（別紙5）記載のとおりですが、実際に本新株予約権の無償割当てをする場合には、本プランに違反をした大規模買付者およびこの者と一定の関係にある者等（以下「例外事由該当者」といいます。）による権利行使は認められないとの行使条件や、当社が本新株予約権の一部を取得することとなるときに例外事由該当者を除く新株予約権者が所有する本新株予約権のみを取得することができる旨や、大規模買付行為に対する対抗措置としての効果や相当性を勘案した行使期間、行使条件、取得条項等を設けることがあります。詳細については、当社取締役会において別途定めるものといたします。

### 3. 本プランの有効期間ならびに継続、廃止および変更について

本プランの有効期間は、平成30年6月30日までとします。ただし、かかる有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合、または②当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行なわれた場合、本プランはその時点で廃止されるものとします。したがって、本プランは、当社株主の皆様のご意向に従って隨時これを廃止させることができます。

本プランについては、本年以降、当社定時株主総会の終結後最初に開催される当社取締役会において、その継続、廃止または変更の是非につき検討し、必要な場合には所要の決議を行います。

また、当社は、企業価値および当社株主の皆様の共同の利益の最大化の観点から、必要に応じて本プランを見直し、または変更する場合があります。

本プランの廃止、変更等が決議された場合には、当社は、当社取締役会または企業価値委員会が適切と認める事項について、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って適時適切に開示いたします。

#### 4. 株主および投資家の皆様への影響

##### (1) 本プランの効力発生時に本プランが株主および投資家の皆様に与える影響

本プランの効力発生時には、本新株予約権の発行自体は行われません。したがって、本プランが本プランの効力発生時に当社株主の皆様および投資家の皆様の法的権利および経済的利益に直接具体的な影響を与えることはありません。

##### (2) 本新株予約権の無償割当て時に株主および投資家の皆様に与える影響

当社取締役会は、本プランに基づき、企業価値または当社株主の皆様の共同の利益の最大化を目的として大規模買付行為に対する対抗措置を執ることがあります。

なお、現在想定されている対抗措置の仕組み上、本新株予約権の発行時においても、保有する当社株式 1 株当たりの価値の希釈化は生じますが、保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じないことから、当社株主および投資家の皆様の法的権利および経済的利益に対して直接的・具体的な影響を与えることは想定しておりません。ただし、例外事由該当者については、対抗措置が発動された場合、結果的に、法的権利または経済的利益に何らかの影響が生じる可能性があります。

また、対抗措置として本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であって、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が、本新株予約権の無償割当てを中止し、または無償割当てされた本新株予約権を無償取得する場合には、結果として 1 株当たりの株式の価値の希釈化は生じないことから、1 株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

また、無償割当てがなされた本新株予約権の行使および取得の手続について当社株主の皆様に関わる手續は、次のとおりです。

ア 当社取締役会において、本新株予約権の無償割当てを行うことを決議した場合、当社は、本新株予約権の割当てのための基準日を定め、これを公告します。そして、基準日における最終の株主名簿に記載または記録された当社株主の皆様に対し、その所有株式数に応じて本新株予約権が割り当てられ、本新株予約権の無償割当ての効力発生日に、基準日における最終の株主名簿に記載または記録された当社株主の皆様は、法律上当然に新株予約権者となります。

イ 当社株主の皆様による本新株予約権の行使が行われる場合、当社は、基準日における

最終の株主名簿に記載または記録された当社株主の皆様に対し、本新株予約権の行使請求書（当社所定の書式によるものとし、株主様ご自身が例外事由該当者ではないこと等を誓約し、かかる誓約に虚偽が存した場合には交付された当社普通株式を直ちに返還する旨の文言を含むことがあります。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付します。当社株主の皆様におかれましては、本新株予約権1個当たり1円以上で当社取締役会が定める金額を払込取扱場所に払い込むとともに、当社取締役会が別途定める本新株予約権の行使期間内にこれらの必要書類を提出することにより、1個の本新株予約権につき1株の当社普通株式が発行されることになります。ただし、例外事由該当者は、当該新株予約権を行使できない場合があります。

ウ 他方、本新株予約権に取得条項が付され、当社が本新株予約権を取得する場合、当社株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として、当社普通株式の交付を受けることになります（なお、この場合、当社株主の皆様には、別途、本人確認のための書類のほか、株主様ご自身が例外事由該当者ではないこと等を誓約し、かかる誓約に虚偽が存した場合には、交付された当社普通株式を直ちに返還する旨の文言を記載した書面をご提出いただくことがあります。）。ただし、例外事由該当者については、その有する本新株予約権が取得の対象とならない、またはその有する本新株予約権の取得の対価として交付される財産の種類が他の株主と異なることがあります。

これらの手続の詳細につきましては、実際にこれらの手續が必要となった際に、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って、株主の皆様に対して適時適切な開示を行いますので、当該内容をご確認ください。

## 5. 本プランの合理性

本プランは、経済産業省および法務省が平成 17 年 5 月 27 日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）を以下のとおり充足しており、また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成 20 年 6 月 30 日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」ならびに金融庁および東京証券取引所を共同事務局とする有識者会議が平成 27 年 3 月 5 日に公表した「コーポレートガバナンス・コード原案」の「原則 1-5. いわゆる買収防衛策」その他の買収防衛策に関する実務・議論を踏まえた内容となっており、高度な合理性を有するものです。さらに本プランは、東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則等の趣旨に合致するものとなっております。

### (1) 企業価値および株主共同の利益の最大化

本プランは、上記 1 記載のとおり、大規模買付者に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供および考慮・交渉のための期間の確保を求めるこによって、①当該大規模買

付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆様が適切に判断すること、②当社取締役会が企業価値委員会の勧告を受けて当該大規模買付行為に対する賛否の意見または代替案を当社株主の皆様に対して提示すること、あるいは、③当社株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって当社の企業価値および当社株主の皆様の共同の利益の最大化を目的として、継続されるものです。

#### (2) 事前の開示

当社は、株主および投資家の皆様および大規模買付者の予見可能性を高め、株主の皆様に適正な選択の機会を確保するために、本プランを予め開示するものです。

また、当社は今後も、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

#### (3) 株主意思の重視

本プランによる買収防衛策の継続は、株主の皆様のご意思を適切に反映させる機会を確保するため、本定時株主総会において株主の皆様よりご承認いただくことを条件とします。当社は、本定時株主総会において、本プランを承認する議案をお諮りいたしますが、かかる議案が承認されない場合、本プランによる買収防衛策は継続されません。また、上記3記載のとおり、本プランの有効期間は、平成30年6月30日までといたしますが、本プランの有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合には、本プランは廃止されることとしており、本プランによる買収防衛策の継続だけでなく存続についても、株主の皆様のご意思が反映されることとなっております。

#### (4) 企業価値委員会の設置

当社は、上記2(5)記載のとおり、本プランの必要性および相当性を確保し、経営者の保身のための濫用を防止するために、企業価値委員会を設置し、当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の公正を担保し取締役会の恣意的な判断を排除するために、企業価値委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。

#### (5) デッドハンド型買収防衛策またはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、上記3記載のとおり、当社の株主総会または株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも廃止することができるため、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社はいわゆる期差任期制を採用しておらず、取締役の任期を2年と定めているため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以上

(別紙1)

大株主の状況

平成27年3月31日現在

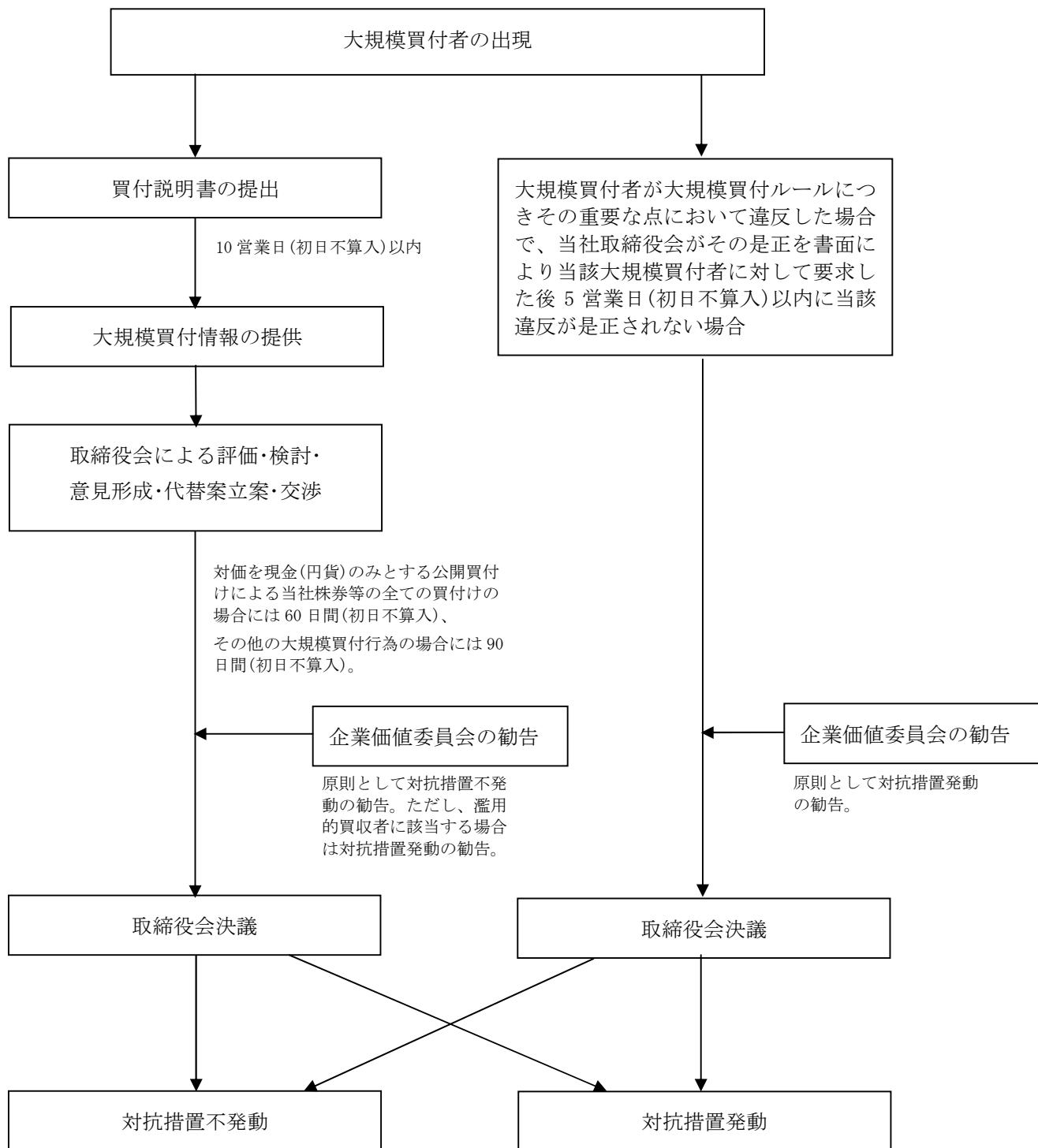
	株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
1	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	4,844	7.73
2	日本生命保険相互会社	2,222	3.55
3	三井住友信託銀行株式会社	2,061	3.29
4	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,008	3.21
5	株式会社三菱東京UFJ銀行	1,800	2.87
6	株式会社三井住友銀行	1,760	2.81
7	第一生命保険株式会社	1,750	2.79
8	電気興業取引先持株会	1,462	2.33
9	電気興業従業員持株会	1,233	1.97
10	損害保険ジャパン日本興亜株式会社	1,209	1.93

(注1)上記の大株主構成等は、平成27年3月31日現在の株主名簿を基準にして記載しています。

(注2)当社は、自己株式7,783千株を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(注3)自己株式には、「従業員持株会連携型ESOP」の導入に伴い株式会社三井住友銀行（電気興業従業員持株会信託口）が保有する497千株は含まれておりません。

## 本プランの手続の流れ



※ 別紙2は、本プランの手続の流れに関する概要を記載したものです。詳細につきましては、本プレスリリースの本文をご参照ください。

## 企業価値委員会規則の概要

### 1. 企業価値委員会の設置

当社は、対抗措置の発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排し、当社取締役会の判断および対応の合理性ならびに公正性を担保することを目的として、当社取締役会の諮問機関として、企業価値委員会（以下「企業価値委員会」という。）を設置する。

### 2. 企業価値委員の選任

企業価値委員会を構成する委員（以下「企業価値委員」という。）は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、社外取締役および社外監査役（それらの補欠者を含む。）ならびに社外有識者（弁護士、公認会計士、大学教授等）のいずれかに該当する者の中から選任される。企業価値委員会の員数は、3名以上とする。

### 3. 企業価値委員の任期

企業価値委員会の委員の任期は、取締役会がその者を企業価値委員に選任しその者が特別委員への就任を承諾した日から平成30年6月30日までまたは別途その者と当社が合意した日までとするが、①本定時株主総会において本プランの継続に関する承認議案が承認されなかつた場合、②株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合、または③取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、企業価値委員の任期はその時点において終了する。

### 4. 企業価値委員会の権能

- (1) 企業価値委員会は、取締役会が隨時企業価値委員会に諮問する、対抗措置の発動または不発動の是非および対抗措置の中止等の是非ならびに取締役会が諮問するその他の事項（以下これらを総称して「本諮問事項」という。）について検討し、取締役会に対して勧告を行う。
- (2) 企業価値委員会は、その決議に基づき、本諮問事項の検討を行うため、必要に応じて、取締役会および企業価値委員会から独立した第三者的立場にある専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、税理士等）の助言を得ることその他これに関連付隨する行為（以下「専門家助言取得行為」という。）を行うことができる。専門家助言取得行為に際して要した費用は、特に不合理と認められる例外的な場合を除き、全て当社が負担する。
- (3) 企業価値委員会は、本諮問事項の検討に際して必要となる資料および情報を、当社の費用において自ら収集し、または取締役会に対して収集を要請することができる。また、企業価値委員会は、大規模買付者、取締役、監査役または従業員その他必要と認める者を企業価値委員会に出席させ、必要な事項について説明を求めることができる。なお、企業価値委員会は、自ら収集した資料および情報の全てを、原則として取締役会に対して提出する。

### 5. 企業価値委員会の招集、決議

- (1) 企業価値委員会は、各企業価値委員が招集することができる。ただし、取締役会が企業価値委員会に対して諮問を行うことを決議した場合には、代表取締役社長が企業価値委員会を招集する。
- (2) 企業価値委員会の招集は、企業価値委員会開催日の前日までに、各企業価値委員に対し、通知を発する方法その他適当な方法により行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。
- (3) 企業価値委員会の決議は、原則として現任の企業価値委員全員が出席し（電話会議システムまたはテレビ電話による出席を含む。）、その過半数をもって決議する。ただし、企業価値委員に事故あるとき、その他やむを得ない事情があるときは、企業価値委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うことができる。

以上

(別紙4)

企業価値委員会委員の氏名および略歴

[氏名]安齋 英明 (昭和27年5月19日生)

[略歴]昭和50年4月 安田火災海上保険株式会社（現損害保険ジャパン日本興亜株式会社）入社  
平成11年7月 同社金沢支店長  
平成17年4月 同社執行役員兼横浜支店長  
平成19年4月 同社執行役員名古屋支店長  
平成20年4月 同社企業営業企画部顧問  
平成20年6月 当社常勤監査役  
現在に至る

[氏名]小林 祥二 (昭和30年9月6日生)

[略歴]昭和63年4月 弁護士登録（東京弁護士会）小林元治法律事務所  
平成4年7月 岩瀬法律事務所  
現在に至る  
平成15年6月 当社監査役  
現在に至る

[氏名]太田 洋 (昭和42年10月3日生)

[略歴]平成5年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会）西村眞田法律事務所（現西村あさひ法律事務所）  
平成13年2月 米国ニューヨーク州弁護士登録  
平成13年4月 法務省民事局付（参事官室商法担当）  
平成15年1月 西村ときわ法律事務所（現西村あさひ法律事務所）パートナー  
現在に至る  
平成17年6月 当社取締役  
現在に至る

(別紙5)

新株予約権の無償割当てをする場合の概要

1. 割当対象株主

取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権の無償割当てをする。

2. 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の行使により交付される当社普通株式は1株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、対象株式数は以下の算式により調整し、1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{株式分割の比率または株式併合の比率}$$

3. 新株予約権の無償割当ての効力発生日

取締役会において別途定める。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの価額は金1円以上で取締役会が別途定める金額とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については、取締役会の承認を要するものとする。

6. 新株予約権の行使条件

新株予約権の行使条件は取締役会において別途定めるものとする（なお、取締役会が所定の手続に従って定める一定の大規模買付者ならびにその共同保有者および特別関係者ならびにこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同して行動する者として取締役会が認めた者等（以下「例外事由該当者」という。）による権利行使は認められないとの行使条件等、大規模買付行為に対する対抗措置としての効果を勘案した行使条件を付すこともあり得る。）。

7. 当社による新株予約権の取得

(1) 当社は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反をした日その他の一一定の事由が生じることまたは取締役会が別に定める日が到来することのいずれかを条件として、取締役会の決議に従い、新株予約権の全部または例外事由該当者以外の新株予約権者が所有する新株予約権についてのみを取得することができる旨の取得条項等、大規模買付行為に対する対抗措置としての効果を勘案した取得条項を取締役会において付すことがあり得る。

(2) 前項の取得条項を付す場合には、引換えに交付する対価の有無および内容について例外事由該当者と例外事由該当者以外の者とで別異に取扱う旨の定めを設けることがあり得る。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

#### 8. 新株予約権の無償取得事由（対抗措置の撤回事由）

以下の事由のいずれかが生じたときは、当社は、新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとする。

(a) 株主総会において大規模買付者による大規模買付行為について普通決議による賛同が得られた場合

(b) 企業価値委員会の現任委員の全員一致による決定があった場合

(c) その他取締役会が別途定める場合

#### 9. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間その他必要な事項については、大規模買付行為に対する対抗措置としての効果を勘案する等して、取締役会において別途定めるものとする。

以上